

教委体第3028号

令和4年2月17日

各県立学校長 殿

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症に関する学校における行動基準について（通知）

令和4年2月17日に開催されました大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県のまん延防止等重点措置について、2月20日をもって解除することを国に要請することとなりました。

しかし、依然として感染状況の評価は「ステージ3」として継続されており、オミクロン株については、なお十分な注意をもって感染対策を講じる必要があるとされていることから、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver7）」による学校の行動基準については、令和4年1月20日付け教委体第2682号で通知しているとおおり、原則「レベル2」を継続し、各教科等については「レベル3」の対応といたします。

については、引き続き感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

【担当】 県教育庁体育保健課
秋吉・村上・吉野
TEL 097-506-5636